（手書き用）

東大阪市社会福祉事業団職員採用試験申込書

※試験成績の通知を希望される方は右の□の中に
〇印を記入してください。
（不合格の場合のみ通知します。）

受験番号（記入不要）
希望する職種

（令和　　年　　月　　日）

ふりがな				写真 申込時に必ず貼付 （郵送の場合も貼付） 申込前３ヶ月以内に撮影 脱帽・上半身・正面向き のもの （縦4.0cm×横3.5cm）
氏　名				
生年月日	西暦 年　月　日	性別		
現住所	〒　－			
電　話	自宅	携帯		
mailｱﾄﾞﾚｽ	@			
通知等送付先	〒　－　※現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入			
電　話	自宅	携帯		

	学校名	学部・学科名	卒業年月日	所在地
学歴	１．最終学歴		年　月　卒業・卒見・中退	都道府県
	２．その前の学歴		年　月　卒業・卒見・中退	都道府県
	３．その前の前の学歴		年　月　卒業・卒見・中退	都道府県

	勤務先	雇用形態	職務内容	在職期間	所在地
職歴				年　月　日～　年　月　日	都道府県
				年　月　日～　年　月　日	都道府県
				年　月　日～　年　月　日	都道府県
				年　月　日～　年　月　日	都道府県
				年　月　日～　年　月　日	都道府県
				年　月　日～　年　月　日	都道府県

	免許・資格名	級	取得年月
免許・資格			年　月　取得・取得見込
			年　月　取得・取得見込
			年　月　取得・取得見込
			年　月　取得・取得見込
			年　月　取得・取得見込

私は採用試験実施要項に掲げてある受験資格をすべて満たしており、
申込書の記載事項は事実に相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　本人氏名

（氏名は自署してください）

申込書記入要領

1. 記入にあたっては、黒インクで楷書で、ていねいに記入すること。

2. 写真は申込書と受験票の両方に同じ写真を必ず貼付すること。

3. 現住所は番地まで詳しく、マンション等は号室、下宿の場合は〇〇方まで記入すること。

4. 通知等送付先は現住所以外に通知を希望する場合のみ記入すること。

5. 免許・資格欄は、自動車運転免許・保育士・看護師・理学療法士・社会福祉士等を記入すること。

6. 職歴欄は、自営業も含めて職業上の経験を最初から順にすべて記入すること。
   記入欄が足りない場合は、別紙の職務経歴書を使用すること。

（注意）記入に不正があると、合格を取り消します。

※ 申込書に記載されている個人情報については、本採用試験においてのみ使用し、他の目的に使用することはありません。

東大阪市社会福祉事業団職員採用試験受験票

希望する職種

受験番号 （記入不要）

ふりがな				写　真 ※試験申込書に貼ったものと同じ写真を貼ってください。
氏　名				
生年月日	西暦 年　月　日	性別		

試験会場 ： 東大阪市立障害児者支援センター レピラ
（東大阪市菱江５丁目２番３４号）

【注意事項】

１．受験の際は必ず受験票を持参すること。

２．持参するもの

・筆記用具（ＨＢの鉛筆・消しゴム）

・返信封筒（長形３号）試験結果通知用　※110円切手貼付、受験者住所氏名明記

３．試験会場では係員の指示に従うこと。
指示に従わなかったり不正があれば退場していただきます。

４．試験会場へは、公共交通機関をご利用ください。駐車場は利用できません。

５．試験会場には、集合時間の２０分前から入室が可能です。

※なお、敷地内は全面禁煙です。

【問合せ先】

〒578-0984
東大阪市菱江５丁目２番３４号　　Tel：(072)975-5700
東大阪市社会福祉事業団　　FAX：(072)966-1011
（事　務　局）

（手書き用）

職務経歴書

令和　　年　　月　　日 現在
氏 名

勤　務　先	雇用形態	職務内容	在 職 期 間	所在地
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県

※申込書の職歴欄で収まらない場合に記入してください。

自己紹介シート

氏名	

20×20＝400字

社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団

志望動機シート

氏名																		

20×20＝400字

社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団

誓　約　書

社会福祉法人　東大阪市社会福祉事業団
理 事 長　　井 上　　通 弘　　様

住所

氏名

年　　月　　日生

私は、貴法人の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1　私は、裏面記載の、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※　なお、本誓約書署名時に同法第２条第７項第６号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

2　採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

年　　月　　日

本人氏名　　㊞

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第440号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。